

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府 省 庁 名 内閣府地方創生推進事務局
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
要望項目名	国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）            国家戦略特別区域法第27条の3に規定される施設整備への土地供給者に対する軽減税率等について、その適用期間を3年間（譲渡期限を平成31年12月31日まで）延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容            課税所得2,000万円以下の部分について下記の税率を適用            【住民税】課税所得2,000万円以下の部分について軽減税率を適用 5% ⇒ 4%            【譲渡期限】平成28年12月31日            【事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業の施行される土地の区域の面積が500㎡以上であること。</li> <li>・ 公益的施設を2以上（一定の施設は1以上）整備する事業であって一定の国家戦略特別区域法の規制の特例措置の適用を受けること、又は専ら公益的施設の用に供する建築物等の整備を行う事業であること。</li> </ul>	
関係条文	地方税法附則第34条の2 租税特別措置法第31条の2、第62条の3、第68条の68	
減収見込額	[[初年度] — ( 0 )      [平年度] — ( ▲ 0.2 ) [改正増減収額] — <span style="float: right;">(単位：百万円)</span>	
要望理由	<p>(1) 政策目的            大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性            日本再興戦略2016において、国家戦略特区については、平成29年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、残された「岩盤規制」の突破口を開くなど、新たな目標を設定することにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることとしている。            その具体的方策の1つに「世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備」を図るため、東京圏における国際都市機能の更なる向上を目指し、「グローバル・ビジネス・100」として、都市再生特別措置法の特例などを活用する「都市再生プロジェクト」の合計数について、今後2年間で100事業とするという施策を掲げており、本税制の特例措置により、その早期実現を図る必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
	ページ	8—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策4 地方創生の推進 施策⑤ 国家戦略特区の推進
	政策の達成目標	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間
	同上の期間中の達成目標	国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、来年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、引き続き規制改革メニューの創設や新規事業数の増加に取り組むことにより、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。
有効性	政策目標の達成状況	<p>「国家戦略特区」については、平成25年12月に成立した国家戦略特別区域法に基づき、昨年度末までの2年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いてきた。</p> <p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め50以上となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。</p> <p>また、平成26年5月、昨年8月、本年1月と3次にわたり指定してきた10の区域において、合計175もの事業が、それぞれ50回、22回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。</p> <p>さらに、集中取組期間の集大成として、本年3月には、『日本再興戦略』改訂2015に盛り込んだ規制改革事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案をもとに、医療、観光、農業などの分野に係る新たな規制改革事項等を定めた国家戦略特別区域法改正案を、国会に提出し、同年5月に成立したところ。(9月1日施行)</p>
	要望の措置の適用見込み	<p>(適用見込み) 平成29年：0件 平成30年：2件 平成31年：1件</p> <p>(適用事業者の範囲) 認定区域計画に定められた特定事業（公益的施設等を整備する事業）の用に供するために土地を譲渡した者。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>日本再興戦略2016において、国家戦略特区については、平成29年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、残された「岩盤規制」の突破口を開くなど「新たな目標」を設定しており、その具体的方策の1つに「世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備」を図るため、東京圏における国際都市機能の更なる向上を目指し、「グローバル・ビジネス・100」として、都市再生特別措置法の特例などを活用する「都市再生プロジェクト」の合計数について、今後2年間で100事業とする施策を掲げ、早期実現を目指すこととしている。</p> <p>本税制は、土地供給者に対するインセンティブを講じ、民間事業者の用地取得の円滑化を図ることによって、優良な民間再開発事業の促進に効果的であり、国際的な経済活動の拠点の形成を図るとともに「グローバル・ビジネス・100」の早期実現に寄与するものである。</p>

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	<p>①特別償却又は法人税額の特別控除制度 認定区域計画に定められた特定事業の実施主体が、特区において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除。</p> <p>②研究開発税制の特例 上記①の特別償却の適用を受ける特定中核事業の用に供された開発研究用資産について、特別償却（50%）に加え、その減価償却費の20%を税額控除。</p> <p>③固定資産税の課税標準の特例 認定区域計画に定められた特定中核事業（医療分野における一定の研究開発に関する事業）の実施主体が、特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を3年間2分の1とする。</p> <p>④所得控除 特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして国家戦略特区担当大臣の指定を受けた者について、その事業による所得の20%を課税所得から控除。 （医療、国際、農業、一定のIoT等に限定）</p> <p>⑤エンジェル税制の適用 一定の事業を行う株式会社により発行される株式を個人が取得した場合、総所得から一定額を控除。</p> <p>⑥国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 認定区域計画に定められた国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対し、都市再生緊急整備地域等において行われる都市再生事業の課税の特例を適用</p>	
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<p>国家戦略特区支援利子補給金 平成28年度予算額 194百万円 平成29年度要求額 209百万円</p>	
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	<p>利子補給金は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うベンチャー企業又は中小企業を支援するもの。一方、要望項目は、土地譲渡者のコストを軽減することで用地提供を円滑化し、優良な民間都市開発事業を促進するもの。</p>	
	要望の措置の 妥当性	<p>国家戦略特区においては、国際的な経済活動の拠点を形成し、世界で一番ビジネスのしやすい環境を作ることとしており、本要望の措置は、国家戦略特区における再開発の種地の供給者に対して適用し、用地取得を円滑化することで、当該目的に資する優良な再開発事業の促進を図るものである。</p> <p>当該目的の実現を強力に推進するためにも、ワンストップ化による都市再生特別措置法の特例等と合わせて、引き続き本要望措置を講じることが必要である。</p> <p>ただ、措置の内容としては、過度な減免を求めるものではなく、必要最小限にとどまっている。</p>	
		ページ	8—3